

県北広域振興局長告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年3月26日

県北広域振興局長 高橋 進

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市寺里第30地割9番17	63.54	5.00	令和3年3月5日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。